

## 令和2年度第2回倉吉市あらゆる差別をなくする審議会議事録

- 1 日 時 令和3年2月3日(水) 午後3時から4時30分まで  
2 場 所 倉吉市役所第2庁舎303会議室  
3 出席者 委員13名(全委員16名)、事務局(人権政策課)、報道0、傍聴0  
4 概 要 ■：議長発言、○：委員発言

### (1) 諮問

第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画を策定するにあたり、倉吉市あらゆる差別をなくする審議会条例第2条の規定に基づき、審議会に意見を求めるよう、倉吉市長の代理として生活産業部長が諮問を行った。

### (2) 協議事項 「第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画素案」について

■第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画の素案について説明をお願いします。

(事務局説明)

■第6次あらゆる差別をなくする総合計画(基本計画素案)について質問はございませんか。皆様のご意見を頂きたいと思います。まず、第1章、第2章についてご意見を頂戴します。

○重要目標達成指標の設定を見ると、5%増加と設定されており、小数点以下まで設定されている。これは誤差の範囲ではないか。数値目標が細かすぎないか。

○今回初めて、目標達成の指標を示したが、非常に大事なことである。数値的指標は重要なことであるが、5%と設定した根拠はどういったものか。

(事務局回答)

- ・これまで、具体的な目標を掲げていなかったが、KGIということで具体化した。5%というのは微増ではあるが、上向きにしたいという意識を表現した。
- ・令和元年度に市民意識調査を行い、その7年前の市民意識調査の結果と比較した傾向から、概ね5%前後の伸び率の傾向が見られたので、そのように設定した。
- ・小数点まで設定するのは確かに細かすぎるので、改める。

■計画の表記に括弧書きがない部分があるので、括弧書きで統一するよう改めていただきたい。

■2ページに「本市の限られた人員、予算」という表現があるが、行政の言い訳のように感じるので、適切でないを考える。

■4ページの就学前教育の推進について、「教育保育環境が、子どもの保育・・・」という5次総にあった記述を加えられないか。

■部落解放文化祭という表現がない部分があるので、加えるように。

■「各地区同和教育学習会」という記述がみられるが、正しく「各町同和教育庁内学習会」と表記すること。

■企業における人権啓発推進が抜けているようだ。

(事務局回答)

・企業における人権啓発事業については、6ページに記述をしています。

■「人権集会」という記述があるが、これは「人権啓発集会」と改めるように。

■7ページに「国に要望を行います」という記述があるが「国に要望します」が適切でないか。

○1～7ページは計画策定の基本的な事項であるが、「本市の限られた予算～」という記述が2カ所ある。市の個別計画等を確認したが、このような記載は見当たらない。この記載に意図があるのなら残すべき、そして第12次倉吉市総合計画にもそのように記載をすべき。そうでないなら削るべき。今回の第6次あらゆる差別をなくする総合計画の素案については、細かく見ると表現の仕方など検討が必要な部分はあるが、全体として良く練られており、良くできているが、この部分の記載については削除するように。

(事務局回答)

・この記載については削除します。

○2ページの人権の捉え方について「最低限の権利」と記載があるが、これは法学的に間違いであり、「必要不可欠な権利」と記載することが正しい。

(事務局回答)

・記載を「必要不可欠な権利」と改めます。

○7ページの基本方針の部分に「相談支援体制の充実」という標記があるが、相談支援というのは「救済」ともいえる。その次に「人権侵害救済制度の確立要求」という記述があり、「救済」をするのであれば「支援」も必要ではないかと考えるし、市が何をするのか、その部分が進んでいない。そもそも、条例に支援という記述がないことが足かせになっているのではないか。

(事務局回答)

・人権侵害があった場合の救済制度については、法務局が実務を行っているが、市としての支援は、そこにつなげるのが現在における業務の流れとなっています。

○市の条例には、「人権擁護機関」、「捜査機関」という規定はなく、裁判に持って行けるような仕組みがない。

(事務局回答)

・県ではインターネットでの人権侵害画面を記録して、裁判資料とするような取り組みを標榜されているが、そういった理解でよろしいでしょうか。

○人権擁護委員の立場から言うと、人権侵害について相談は受けますが、侵害を受けたのかの判断は法務局となります。

○人権擁護委員は「紛争不介入の原則」というものがあり、確かにそれは法務局の仕事となる。

■条例第2条第2項に市の責務として「差別及び差別を助長する行為をしないようにするとともに、

差別をなくするために行動するよう努めるものとする」と規定されているが、「努める」という部分は、もっと具体的な規定が必要かもしれませんが、今後検討を進めていきましょう。

■ 8ページからの各人権施策の記述についてご意見はございませんか。

○ 9ページですが、登録型本人通知制度について周知を図ると記述がありますが、周知だけで無く、登録者を増やしていくのか、その方向性について記述すべきでないかと思ます。

■ 周知だけでなく、登録者を増やしていくことは当然のことなので、おっしゃるとおりだと思います。

(事務局回答)

・そのように記述させていただきます。

○ 9ページの「(2) 相談支援体制の充実」について、人権文化センターが中心となって相談体制を充実させると記載がありますが、センターだけでは難しい部分があります。職員の入れ替わりもあり、新しい職員では、部落問題・同和問題を詳しく知らない人も増えていくのではないかと心配します。

■ 資質の向上については、もちろん記載もありますが、センター職員についてはしっかりと身分保証がないので、今の体制では、難しい部分があるかと思ます。

(事務局回答)

・人権文化センターの職員については、委員が発言された問題について認識しています。記述としては、「職員の資質向上」としておりますので、内部でしっかりと検討していきたいと思ます。具体的なカリキュラムなどについては、アクションプランで対応していきたいと思ます。

■ 前回の審議会で意見のあった教職員の資質向上について記載が無いようですが、アクションプランで触れていただきたいと思います。

(事務局回答)

・教職員の資質向上については、アクションプランで進めていきますが、基本計画の中でも8ページに記載を加えています。

■ 10ページに「障がいの特性に応じた」という記述が2回重なっている部分があるので、工夫して記述してください。

■ 11ページに障がい者雇用の問題について記載がないと感じました。また、自立支援・相談体制の充実の部分について、ライフステージに応じた支援といった記述が必要ではないでしょうか。

○ 11ページの「自立支援・相談体制の充実」について、人権侵害の救済と権利擁護の体制づくりについて、「支援」という考え方が見えてこない。ぜひ、「支援」という記載を加えていただきたい。

■ 男女の人権についてはどうでしょうか。

○ 「女性」という記載が多すぎると感じました。男性の視点も読み取れるように記述を工夫した方が、受け入れられやすいと思ます。

■ここでは、触れられていませんが、性的マイノリティの方々もおられるので、「男女」という表現はこれから変わってくるのかもしれないですね。

■外国にルーツを持つ人の人権についてはどうでしょうか。

■現状と課題について「少なからず存在する」という表現があるが、「少なからず」という表現は適切でないので削りましょう。

○外国人の増加率が50%ということですが、今後も増加していくと考えます。相談体制のさらなる充実について検討していただきたいと思います。

■子どもの人権についてはいかがでしょう。本市にとって不登校問題は喫緊の課題です。記載については前回とほとんど変わらないので気になっています。

(事務局回答)

・策定にあたり、教育委員会に確認をしましたが、現状としては増加傾向のようです。今後も力を入れていく部分であるので、同様の表現とさせていただきました。

○不登校児は年々悪化しています。学校の体制だけでは解決できませんので、「家庭支援」、「保護者支援」という記載も含めていただきたい。

■高齢者の人権についてはどうでしょうか。

○高齢者の貧困・引きこもり問題について考えていただきたい。国の調査でも、増加しているというデータがあるようです。

■感染症拡大で一層拍車がかかっている部分もあるかもしれませんね。

○今の件については、この計画では難しいでしょう。貧困対策は福祉課などの所管となるので、ここに記述すると言葉だけになってしまいます。

(事務局回答)

・現在、長寿社会課で地域包括ケア計画を策定していますし、第12次倉吉市総合計画でも触れていく事となります。関係課にも、このような意見があったと伝えていきたいと思います。

■前回の計画では項目が多かったですが、今回はよくまとめられています。アクションプランと組み合わせて、事業に落ちがないようにお願いします。

■病気に関わる人の人権とインターネットについてはいかがでしょうか

○18ページですが、インターネットの書き込みについては、私もこまめに確認していますが、おかしな書き込みを見かけます。インターネット上の人権侵害行為と記載があるが、県と一緒にモニタリングなどをやっておられると思います。事案が発生した場合は、国等に実効性のある取り組みを行うとありますが、「人権擁護機関、捜査機関、その他関係機関と連携した支援」といった記載があればと思いますので検討をお願いします。

■第8のインターネットについては今回初めてできた項目です。国に求めるだけでなく、市として

どうするかと言うことが重要だと思います。

■先住民族と拉致被害者についてはどうでしょう。

■アイヌ民族を先住民族と変更されていますが、条例の記載では「アイヌ民族」とされています。「アイヌ民族」とした方が望ましいでしょう。

○アイヌの人だけが先住民族だけでなく、沖縄の人も先住民族には入るのではないのでしょうか。

■沖縄の人は先住民族には入らないと思いますが、事務局でもよく確認して記載をしてください。

(事務局回答)

・法律上では「アイヌの人々」という記述がありますので、アイヌ民族とします。

■検討をお願いします。なぜ、倉吉市でアイヌ民族について考えるのか、これは理解するというよりも、私たちが文化や精神を学ばなければいけないと感じます。私が現地に行った際に、アイヌの学芸員の人に尋ねたところ、人間の有り様を学ぶべきだと言われたのが忘れられません。アイヌの方々から学ぶ事が沢山ありますし、今後も理解を深めて行くべきでないかと思います。

■拉致被害者等、性的マイノリティの記載についてご意見はございますか。

■19ページ後半のところ「場の提供」と突然出てくるが、「場」とは何のことでしょうか。

(事務局回答)

・今年度は、LGBTの相談に関する研修事業を全県で取組んでいます。その前提には県東部、中中部、西部でコミュニティスペースとして、LGBTの方々が集える場、自分の悩みなどを話せる場を作る必要があるという問題意識の中で取り組んでいます。啓発は以前から取り組んでいますが、そろそろ具体的な支援をしていくという課題感の中で、本市でも居場所づくりに取り組んでいこうとしているものです。

■「居場所づくり」という表現が分かりやすい。居場所すら無い人が圧倒的に多いので、大変な進歩だと思います、人権に十分配慮しながらの居場所づくりを進めてください。

■刑を終えて出所した人、犯罪被害者等でご意見はございますか。特にないようですね。

■第4章、計画の総合的な推進の所で、私が一番大事だと思うのは、第1にある全庁体制の部分。全ての人権問題に対する理念がある職員や課など、全庁体制は本当に難しいことだが、それが一番大事だと思うので、この記載があることが良い事だと思います。新たに倉吉市人権施策推進連絡会議を作られるが、内々の会で終わらないようにお願いしたい。

■皆様の方からは、外にありませんか。

○行政の人は分かっているが、「市民」と「市民等」という表記がある。市民等と言う場合にどう定義付けていくか。条例の第3条にもあるが、市民の方が読まれていて、分かりにくい部分はないか。

(事務局回答)

- ・事業の内容によって適切な表現がありますので、確認して工夫します。

○この件については、以前に議論があつて、倉吉市に来られる人達も市民と同じように条例を守って欲しいということから、幅を広げるという意見もあり、そういう人達も含めてということで「市民等」と話し合ったことがありました。

(事務局回答)

- ・そのことが伝わるような表現を工夫します。

■条例改正の際にも同様の議論がありました。分かりやすい表現について、今後も検討をしましょう。

それでは、本日の議事は、以上で終了します。